

広島市立大学大学評価・IRセンター規程

令和5年3月28日

規 程 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内外のデータの収集、統合、分析を通じて、法人及び大学の計画策定、評価、意思決定、施策形成を支援するとともに、データ等のエビデンスを有効活用した自己点検・評価や機関別認証評価を通じて、教育研究等の改善及び質の向上に資することを目的とする。

(分掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 教育、研究、地域貢献、財務等に関する情報の収集、データの集約と分析及び調査研究に関すること。
- (2) IR機能に基づく全学的・部局横断的な課題への提言に関すること。
- (3) 法人及び大学におけるIRの統括及び各部局等におけるIRの支援に関すること。
- (4) 自己点検・評価の実施計画の企画立案及び実施に関すること。
- (5) 自己点検・評価に基づく改善状況の取りまとめに関すること。
- (6) 大学評価・IRに係るFD・SDに関すること。
- (7) 大学評価・IRに関わるデータベースの構築に関すること。
- (8) 機関別認証評価への対応に関すること。
- (9) その他大学評価・IRに関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 大学評価・IRセンター長
- (2) 大学評価・IRセンター次長
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な職員

(センター長)

第5条 大学評価・IRセンター長（以下「センター長」という。）は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 センター長は、センターの運営をつかさどる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期の末日

は、当該センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

- 4 センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第6条 第4条に規定するもののほか、センターにアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、センターの業務に関し専門的な知見を有する学外の有識者からセンター長が推薦し、理事長が委嘱する。

- 3 アドバイザーは、センターの業務に対して助言指導を行う。

- 4 アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第7条 第2条の目的を達成するため必要があるときは、センターに部門を置くことができる。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、センター長が内部質保証委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。